

盛岡市監査委員告示第 53 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，次のとおり公表する。

平成 29 年 12 月 27 日

盛岡市監査委員	工 藤 由 春
同	菊 池 秀 一
同	小山田 正 美
同	八木橋 美 紀

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 29 年 10 月 16 日付け 29 盛監第 45 号 |
| 2 対象部署及び事項 | 市民部に係る指摘事項 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |

29 盛 登 録 第 68 号

平成 29 年 12 月 22 日

盛岡市監査委員 工 藤 由 春
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 小山田 正 美
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 29 年 10 月 16 日付け 29 盛監第 45 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき，次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（市民部市民登録課）

郵便請求による住民票等の交付事務に当たり，次の事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。

- (1) 領収証書が交付されていない事例
- (2) 処理を保留し保管した郵便為替等の確認が行われていない事例

2 措置の状況

(1) 措置の内容

ア 指摘事項(1)について

郵便請求による住民票等の交付事務に当たり，財務規則及び現金取扱事務要領の内容を改めて確認するとともに，郵便請求事務用に金銭登録器を新規購入し，金銭登録器による記録紙を領収証書とすることで会計管理者から承認を得た。

イ 指摘事項(2)について

郵便請求による住民票等の交付事務に当たり，定額小為替証書の保管枚数を管理する管理簿を作成し，毎日業務終了後に課長の決裁を得るよう事務処理を改めた。

(2) 原因及び再発防止策の内容

ア 指摘事項(1)について

原因は、「金銭等処理票」を領収証書と誤認していたことによるものである。

今後は、会計管理者から領収証書として承認を得た金銭登録器による記録紙を請求ごとに発行・交付することにより、再発防止に努める。

イ 指摘事項(2)について

原因は、処理を保留し保管した定額小為替証書について、組織で確認するという認識が無かったことによるものである。

今後は、毎日業務終了後に管理簿を課長決裁し、再発防止に努める。

29 盛 健 第 426 号
平成 29 年 12 月 26 日

盛岡市監査委員 工 藤 由 春 様
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一 様
盛岡市監査委員 小山田 正 美 様
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 29 年 10 月 16 日付け 29 盛監第 45 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（市民部健康保険課）

物品の購入に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

- (1) 不備のある見積書を徴取している事例
- (2) 完結文書に見積書を保管していない事例

2 措置の状況

(1) 措置の内容

ア 指摘事項(1)について

物品の購入に当たり、担当職員に対し、適正な会計処理について指導するとともに、課内研修を実施し、支出負担行為兼支出命令に係る適正な事務処理を徹底した。

イ 指摘事項(2)について

物品の購入に当たり、財務規則及び文書規程の規定に基づき、適正に見積書を徴取し保管するよう課内研修を実施し周知徹底した。

(2) 原因及び再発防止策の内容

ア 指摘事項(1)について

原因は、職員の会計処理の認識不足によるものである。

今後は、見積書に不備がないよう複数の職員で確認を行うなど、適切な事務処理を行い、再発防止に努める。

イ 指摘事項(2)について

原因は、財務規則及び文書規程についての担当職員の認識不足と決裁権者等のチェック不足によるものである。

今後は、関係規程に則った適正な事務の執行を行うよう、複数の職員による確実な相互チェックを実施し、再発防止に努める。

平成29年12月26日

盛岡市監査委員 工藤由春
盛岡市監査委員 菊池秀一
盛岡市監査委員 小山田正美
盛岡市監査委員 八木橋美紀様

盛岡市長 谷藤 裕明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成29年10月16日付け29盛監第45号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（市民部消費生活センター）

印刷請負契約の締結に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

- (1) 財政部契約検査課に依頼していない事例
- (2) 納期限の設定が不適切な事例

2 措置の状況

(1) 措置の内容

ア 指摘事項（1）について

印刷請負契約の締結に当たり、担当職員に対し、適正な印刷請負契約の事務処理について指導するとともに、所内研修を実施し、契約事務に係る適正な事務処理について周知徹底した。

イ 指摘事項（2）について

印刷請負契約の締結に当たり、担当職員に対し、適正な納期限の設定について指導するとともに、所内研修を実施し、適正な事務処理について周知徹底した。

(2) 原因及び再発防止策の内容

ア 指摘事項（1）について

原因は、担当職員の事務処理の遅延及び所属長の事務の進捗状況の確認不足によるものである。

今後は、業務の進捗状況の確認を担当職員及び所属長が定時期に行うことを徹底し、専決及び代決に関する規程に基づき適切な事務処理を行い、再発防止に努める。

イ 指摘事項（２）について

原因は、担当職員の事務処理の遅延及び所属長の事務の進捗状況の確認不足によるものである。

今後は、業務の進捗状況の確認を担当職員及び所属長が定時期に行うことを徹底するとともに、適切な納期限を設定し、再発防止に努める。